

## — 不特法商品の勧誘方針 —

当社は、次の事項を遵守して、お客様に対して適正な不特法商品の勧誘を行います。

- (1) お客様の知識、経験、財産の状況及び不特法商品取引契約を締結する目的に照らして適切な商品の勧誘をいたします。
- (2) お客様ご自身の判断によってお取引いただくため、商品内容、取引の仕組み、リスク内容などの重要事項を十分ご理解いただけるようにお客様の知識、経験、財産の状況及び不特法商品取引契約を締結する目的に照らして必要な方法・程度による説明に努めます。
- (3) お客様に断定的な判断や事実と異なる情報の提供など、誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。
- (4) お客様にとってご都合の悪い時間帯やご迷惑となる場所での勧誘はいたしません。
- (5) 不特法商品取引業の内容に関する広告等にあたっては、お客様の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を明瞭かつ正確に表示するほか、お客様にご理解いただけるように情報の提供に努めます。
- (6) 本勧誘方針に沿った適切な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備などに努めます。

注) 不特法商品：不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に基づく商品をいう。